

総政企第 122 号  
平成31年 4 月 18 日

統計委員会委員長  
西 村 清 彦 殿

総務大臣  
石 田 真 敏



諮問第129号  
商業動態統計調査の変更について（諮問）

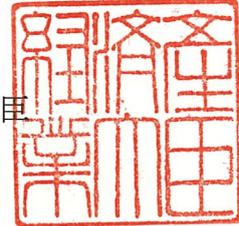
標記について、平成31年 4 月 9 日付け20190402統第 1 号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

20190402 統第1号

平成31年4月9日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

商業動態統計調査



主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室
事務担当者	山田 幸枝 電話 03 (3501) 1092 e-mail : yamada-sachie@meti. go. jp

## 申請事項記載書

## 1 調査の名称

商業動態統計調査

## 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第11」を参照）。</p> <p>&lt;卸売業&gt;</p> <p>① 甲調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。</li> <li>日本標準産業分類に掲げる「中分類51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」</li> </ul>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第11」を参照）。</p> <p>&lt;卸売業&gt;</p> <p>① 甲調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成19年11月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。</li> <li>日本標準産業分類に掲げる「中分類51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」</li> </ul>	<p>○従業者規模の変更に伴い修正。また、「別紙 経済産業大臣が指定する条件」に記載の調査範囲の条件について、明示的に本文に記載（実質的な内容変更なし）。</p> <p>○最新の日本標準産業分類に基づき、改定年月を修正。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。</p> <p>② 乙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）のうち従業者10人以上のもの。</p> <p>&lt;小売業&gt;</p> <p>③ 乙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）のうち従業者5人以上のもの。</p> <p>④ 丙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類60－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、<u>次の条件を満たすもの。</u></p>	<p>までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。</p> <p>② 乙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。</p> <p>&lt;小売業&gt;</p> <p>③ 乙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。</p> <p>④ 丙調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類60－その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、<u>経済産業大臣が指定する条</u></p>	

変更案	変更前	変更理由
<p>・ <u>日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの（以下「百貨店」という。）。</u></p> <p><u>i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上</u></p> <p><u>ii) 前記i) 以外の地域については1,500㎡以上</u></p> <p>・ <u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの（以下「スーパー」という。）。</u></p> <p>⑤ 丁1調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「<u>細分類5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を<u>500店舗以上有する企業。</u></p>	<p><u>件を満たすもの（経済産業大臣が指定する条件については別紙参照）。</u></p> <p>⑤ 丁1調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「<u>細分類5891－コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を有する企業であって、<u>経済産業大臣が指定する条</u></p>	

変更案	変更前	変更理由
<p>⑥ 丁2調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）<u>であって、売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。</u></p> <p>⑦ 丁3調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類6031-ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）<u>を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。</u></p> <p>⑧ 丁4調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）<u>を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。</u></p>	<p><u>件を満たすもの。</u></p> <p>⑥ 丁2調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）<u>を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。</u></p> <p>⑦ 丁3調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類6031-ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）<u>を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。</u></p> <p>⑧ 丁4調査</p> <p>日本標準産業分類に掲げる「細分類6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）<u>を有する企業であって、経済産業大臣が指定する条件を満たすもの。</u></p>	

変更案	変更前	変更理由
<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数：約<u>20,000</u>事業所又は企業（母集団数：約141万事業所）（承認後から適用）</p> <p>約<u>22,000</u>事業所又は企業（母集団数：約136万事業所）（2020年3月分調査から適用）</p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p><u>経済センサス-活動調査を母集団情報とし、業種別、従業者規模別に無作為抽出により選定（2020年3月分調査から適用。（それまでは商業統計調査を母集団情報として使用）</u>し、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する（指定事業所（企業）調査）（詳細は別紙「商業動態統計調査に関する標本設計等」及び「別表第11」を参照）。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>3の(2)①～④の調査においては、事業所の管理責任者（一括調査企業にあつては、企業を代表する者）</u></p> <p><u>3の(2)⑤～⑧の調査においては、企業を代表する者</u></p>	<p>4 報告を求める者</p> <p>(1) 数：約<u>18,000</u>事業所又は企業</p> <p><u>標本抽出の基礎となる母集団の大きさ：約141万事業所（平成24年経済センサス-活動調査）</u></p> <p>(2) 選定の方法（<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input checked="" type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p><u>標本抽出については、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する方法（指定事業所（企業）調査）の他、乙調査の一部は調査を行う地域（調査区）を経済産業大臣が指定して当該調査区内に所在する小売事業所を選定する方法（指定調査区調査）を併用する（「商業動態統計調査に関する標本設計等」及び「別表第11」を参照）。</u></p> <p>(3) 報告義務者</p> <p><u>事業所の管理責任者、企業を代表する者及び経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」）を代表する者</u></p>	<p>&lt;承認後適用&gt;</p> <p>○母集団の変更に伴う修正</p> <p>&lt;2020年3月分調査適用&gt;</p> <p>○3(2)の変更に伴い、標本数を見直し。</p> <p>○事務処理要領に従い、母集団の名称は(2)選定の方法へ記載。</p> <p>○法定受託事務の廃止に伴い指定調査区調査を廃止するため、削除。</p> <p>○報告義務者の範囲について、調査票毎に整理。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>1) 調査票による提出</p> <p>報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第10（調査票使用区分）に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>2) オンラインによる提出</p> <p>報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>3) 電磁的記録による提出</p> <p>報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第10（調査票使用区分）に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は別表第1から9を参照）</p> <p>1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。</p>	<p>1) 調査票による提出</p> <p>報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、別表第10に掲げる調査票の区分、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。ただし、一括調査企業の報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</p> <p>2) オンラインによる提出</p> <p>報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、別表第10に規定する提出期日までに提出する。</p> <p>3) 電磁的記録による提出</p> <p>報告義務者及び一括調査企業の報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査企業の報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第10に規定する調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は別表第1から9を参照）</p> <p>1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。</p>	<p>○調査組織の統一に伴い、調査票の提出先、提出部数及び提出期日を統一。</p> <p>※調査票の新旧対照表は別添1を参照。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>① <u>名称</u></p> <p>② <u>所在地</u></p> <p>③ 従業者数</p> <p>④ 商品販売額</p> <p>⑤ 商品手持額</p> <p>⑥ <u>法人番号</u></p> <p>2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① <u>名称</u></p> <p>② <u>所在地</u></p> <p>③ 従業者数</p> <p>④ 商品販売額</p> <p>⑤ <u>法人番号</u></p> <p>3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① <u>名称</u></p> <p>② <u>所在地</u></p> <p>③ 売場面積</p> <p>④ 従業者数</p> <p>⑤ 営業日数</p> <p>⑥ 商品販売額</p> <p>⑦ 商品券販売額</p> <p>⑧ 商品手持額</p>	<p>① <u>事業所名</u></p> <p>② <u>事業所所在地</u></p> <p>③ 従業者数</p> <p>④ 商品販売額</p> <p>⑤ 商品手持額</p> <p>2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① <u>事業所名</u></p> <p>② <u>事業所所在地</u></p> <p>③ 従業者数</p> <p>④ 商品販売額</p> <p>3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① <u>事業所名</u></p> <p>② <u>事業所所在地</u></p> <p>③ 売場面積</p> <p>④ 従業者数</p> <p>⑤ 営業日数</p> <p>⑥ 商品販売額</p> <p>⑦ 商品券販売額</p> <p>⑧ 商品手持額</p>	<p>○調査票との整合を図るために修正。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>⑨ <u>法人番号</u></p> <p>4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① 企業名</p> <p>② <u>所在地</u></p> <p>③ 商品販売額</p> <p>④ サービス売上高</p> <p>⑤ 店舗数</p> <p>⑥ <u>法人番号</u></p> <p>5) 丁2調査、<u>丁3調査及び丁4調査</u>は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① 企業名</p> <p>② <u>所在地</u></p> <p>③ 商品販売額</p> <p>④ 店舗数</p> <p>⑤ 商品手持額</p> <p>⑥ <u>法人番号</u></p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>経済産業省－民間事業者－報告者</p>	<p>4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① 企業名</p> <p>② 商品販売額</p> <p>③ サービス売上高</p> <p>④ 店舗数</p> <p>5) 丁2調査、<u>丁3調査、丁4調査</u>は、次に掲げる事項について行う。</p> <p>① 企業名</p> <p>② 商品販売額</p> <p>③ 店舗数</p> <p>④ 商品手持額</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p><u>甲及び乙調査：経済産業省－都道府県－調査員－報告者</u></p>	<p>○法定受託事務を廃止し、調査組織を一本化。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>(2) 調査方法 (<input type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 (            ) )</p> <p><u>1) ~3) (削除)</u></p> <p>経済産業省は、民間事業者を通して郵送により報告義務者に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。</p> <p>なお、業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、</p>	<p><u>丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査：経済産業省－民間事業者－報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 (<input checked="" type="checkbox"/>調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/>郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/>オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他 (            ) )</p> <p>1) 調査員調査</p> <p><u>統計調査員は、甲及び乙調査票について指定事業所及び指定調査区事業所の報告義務者に調査票の記入を依頼し、回収する。</u></p> <p>2) 郵送調査</p> <p><u>経済産業省は、甲、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。</u></p> <p>3) オンライン調査</p> <p><u>経済産業省は、甲、乙、丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票について指定事業所、指定調査区事業所及び指定企業の報告義務者に直接、調査票の記入を依頼し回収する。</u></p> <p>なお、経済産業省は、民間事業者を通して郵送により、<u>丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査票の指定事業所及び指定企業の報告義務者並びに一括調査企業の報告義務者に、調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインによ</u></p>	<p>○法定受託事務の廃止に伴う修正。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p>調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 月（<u>2020年3月分調査以降（一部の項目については承認後適用）</u>）</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 調査月の翌月の15日</p> <p>8 集計事項</p> <p>次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙「<u>集計事項</u>」のとおり。</p> <p>①商業販売に関する事項 ②大規模卸売店販売に関する事項 ③百貨店・スーパー販売に関する事項 ④コンビニエンスストア販売に関する事項 ⑤家電大型専門店販売に関する事項</p>	<p>り調査票を回収する。業務委託内容は、<u>調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。</u></p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 月</p> <p>(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限</p> <p>① <u>甲及び乙調査の提出期限は、調査月の翌月の10日</u></p> <p>② <u>丙、丁1、丁2、丁3及び丁4調査の提出期限は、調査月の翌月の15日</u></p> <p>8 集計事項</p> <p>次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙のとおり。</p> <p>①商業販売に関する事項 ②大規模卸売店販売に関する事項 ③百貨店・スーパー販売に関する事項 ④コンビニエンスストア販売に関する事項 ⑤家電大型専門店販売に関する事項</p>	<p>○調査組織の一本化に伴い、提出期限を統一。</p> <p>○本文における記載ぶりを統一。 ※集計事項の新旧対照表は別添2を参照。</p>

変更案	変更前	変更理由												
<p>⑥ドラッグストア販売に関する事項</p> <p>⑦ホームセンター販売に関する事項</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>経済産業大臣は集計の結果をインターネット（経済産業省ホームページ及び総務省e-stat）により公表する。</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p>調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。<u>なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。</u></p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="230 1114 920 1380"> <thead> <tr> <th>調査票情報</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録</td> <td>1年</td> <td>経済産業大臣</td> </tr> </tbody> </table>	調査票情報	保存期間	保存責任者	記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣	<p>⑥ドラッグストア販売に関する事項</p> <p>⑦ホームセンター販売に関する事項</p> <p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法</p> <p>経済産業大臣は集計の結果をインターネット（経済産業省ホームページ及び総務省e-stat）<u>及び印刷物又は閲覧に供する方法（電磁的記録からの打ち出しリストの閲覧）</u>により公表する。</p> <p>10 使用する統計基準</p> <p>調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類<u>によるとともに、集計結果の表章についても、日本標準産業分類による。</u></p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p> <table border="1" data-bbox="960 1114 1650 1380"> <thead> <tr> <th>調査票情報</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録</td> <td>1年</td> <td>経済産業大臣</td> </tr> </tbody> </table>	調査票情報	保存期間	保存責任者	記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣	<p>○実績が無い閲覧は、取りやめることとする。</p> <p>○業種別の一部結果表示については日本標準産業分類を集約し公表しているため修正。</p> <p>○法定受託事務の廃止に伴う修正。</p>
調査票情報	保存期間	保存責任者												
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣												
調査票情報	保存期間	保存責任者												
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣												

変更案			変更前			変更理由
(削除)	(削除)	(削除)	記入済み調査票	1年	都道府県知事	※別添3を参照。  ※別添4を参照。  ※別添2を参照。  ※別添1を参照。  ※別添5を参照。  ※別添6を参照。
電磁的記録	永年	経済産業大臣	電磁的記録	永年	経済産業大臣	
(削除)			別紙 経済産業大臣が指定する条件			
別紙 商業動態統計調査に関する標本設計等			別紙 商業動態統計調査に関する標本設計等			
別紙 集計事項			別紙 集計事項			
別表第1～別表第9 (調査票)			別表第1～別表第9 (調査票)			
別表第10 (調査票使用区分)			別表第10 (調査票使用区分)			
別表第11 (属性的範囲)			別表第11 (属性的範囲)			

変更案	変更前	変更理由																																
<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <table border="1" data-bbox="165 229 678 272"> <tr> <td>法人番号</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	法人番号																				<p>(無し)</p>	<p>○第Ⅲ期基本計画に記載の「法人番号の把握に努める」に対応するもの。</p>												
法人番号																																		
<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <p>年 月 日</p>	<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <p>平成 年 月 日</p>	<p>○報告者の氏名欄(甲・乙・丙票)及び報告者(企業の代表者)の氏名欄(丁票)に記載の、記載日について、和暦から西暦へ修正。</p>																																
<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <table border="1" data-bbox="165 469 495 555"> <tr> <td>提出先</td> <td>経済産業大臣</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>翌 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>部 数</td> <td>1 部</td> </tr> </table>	提出先	経済産業大臣	提出日	翌 月 15 日	部 数	1 部	<p>○ 甲票(別表第1・2)</p> <table border="1" data-bbox="1010 464 1285 536"> <tr> <td>提出先</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>翌 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>部 数</td> <td>2 部</td> </tr> </table> <p>○ 乙票(別表第3・4)</p> <table border="1" data-bbox="1010 580 1205 691"> <tr> <td>調査票番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提出先</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>翌 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>部 数</td> <td>2 部</td> </tr> </table> <p>○ 丙票(別表第5)</p> <table border="1" data-bbox="1010 743 1238 815"> <tr> <td>提出先</td> <td>経済産業大臣</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>翌 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>部 数</td> <td>1 部</td> </tr> </table> <p>○ 丁1~4票(別表第6~9)</p> <table border="1" data-bbox="1010 863 1352 935"> <tr> <td>提出先</td> <td>経済産業大臣</td> </tr> <tr> <td>提出日</td> <td>翌 月 15 日</td> </tr> <tr> <td>提出部数</td> <td>1 部</td> </tr> </table>	提出先	都道府県知事	提出日	翌 月 10 日	部 数	2 部	調査票番号		提出先	都道府県知事	提出日	翌 月 10 日	部 数	2 部	提出先	経済産業大臣	提出日	翌 月 15 日	部 数	1 部	提出先	経済産業大臣	提出日	翌 月 15 日	提出部数	1 部	<p>○法定受託事務の廃止に伴い、提出先、提出日、部数を統一。 ○文言を統一。</p>
提出先	経済産業大臣																																	
提出日	翌 月 15 日																																	
部 数	1 部																																	
提出先	都道府県知事																																	
提出日	翌 月 10 日																																	
部 数	2 部																																	
調査票番号																																		
提出先	都道府県知事																																	
提出日	翌 月 10 日																																	
部 数	2 部																																	
提出先	経済産業大臣																																	
提出日	翌 月 15 日																																	
部 数	1 部																																	
提出先	経済産業大臣																																	
提出日	翌 月 15 日																																	
提出部数	1 部																																	
<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <table border="1" data-bbox="165 1007 566 1110"> <tr> <td>事業所・企業番号</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	事業所・企業番号		<p>○ 甲票(別表第1・2)、丙票(別表第5)</p> <table border="1" data-bbox="1010 1007 1552 1086"> <tr> <td colspan="2">事業所・企業番号</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>整理番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 乙票(別表第3・4)</p> <table border="1" data-bbox="1010 1126 1352 1214"> <tr> <td>都道府県番号</td> <td>事業所・企業番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業所・企業番号		都道府県	整理番号			都道府県番号	事業所・企業番号			<p>○法定受託事務の廃止に伴い、事業所・企業番号欄を統一。 ○なお、乙票は、事業所・企業番号が9桁から10桁化。</p>																				
事業所・企業番号																																		
事業所・企業番号																																		
都道府県	整理番号																																	
都道府県番号	事業所・企業番号																																	
<p>○ 全調査票共通(別表第1~9)</p> <p>この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名(電話 - - )</p>	<p>○ 甲票(別表第1・2)、丙票(別表第5)共通</p> <p>この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名(電話 - - )</p> <p>○ 乙票(別表第3・4)</p> <p>この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名</p>	<p>○調査票の共通する記載内容を統一化。</p>																																
<p>○ 甲票(別表第2)、乙・丙・丁票(別表第3~9)共通</p> <p>年 月分</p>	<p>○ 甲票(別表第2)、乙・丙・丁票(別表第3~9)共通</p> <p>平成 年 月分</p>	<p>○和暦から西暦へ変更。</p>																																

変 更 案	変 更 前	変 更 理 由																																										
<p>○ 甲・乙・丙票(別表第1～5)共通</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">名</td> <td style="width:15%;">企業名</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">所在地</td> <td style="width:10%;">本社又は本店所在地</td> <td style="width:10%;">(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">称</td> <td>事業所名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">地</td> <td>事業所所在地</td> <td>(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> </table>	名	企業名		所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )	称	事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )	<p>○ 甲票(別表第1・2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">事業所名</td> <td style="width:15%;">企業名</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">事業所所在地</td> <td style="width:10%;">本社又は本店所在地</td> <td style="width:10%;">(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">地</td> <td>事業所所在地</td> <td>(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> </table> <p>○ 乙票(別表第3・4)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">1. 事業所名及び事業所所在地</td> <td style="width:40%;">電 話</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市外局番 (       )</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">局       番</td> </tr> </table> <p>○ 丙票(別表第5)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">事業所名</td> <td style="width:15%;">企業名</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%; text-align: center;">事業所所在地</td> <td style="width:10%;">本社又は本店所在地</td> <td style="width:10%;">(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業所名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">地</td> <td>事業所所在地</td> <td>(〒 - - ) (電話 - - - )</td> </tr> </table>	事業所名	企業名		事業所所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )		事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )	1. 事業所名及び事業所所在地	電 話		市外局番 (       )		局       番	事業所名	企業名		事業所所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )		事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )	<p>&lt;甲・丙票&gt; ○調査事項を調査の内容にあわせて修正(実質的な内容変更無し)。 &lt;乙票&gt; ○法人番号追加に伴い、企業の名称、本社又は本店所在地を追加。</p>
名	企業名		所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
称	事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
事業所名	企業名		事業所所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
	事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
1. 事業所名及び事業所所在地	電 話																																											
	市外局番 (       )																																											
	局       番																																											
事業所名	企業名		事業所所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
	事業所名		地	事業所所在地	(〒 - - ) (電話 - - - )																																							
<p>○ 甲・乙・丙票(別表第1～5)共通 (調査票左)</p> <p>○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。</p> <p>○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。</p> <p>○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。 (調査票右)</p> <p>○記入に当たっては、裏面の<u>記入注意</u>のほか、<u>記入要領</u>を参照してください。</p>	<p>○ 甲・乙・丙票(別表第1～5)共通 (調査票左)</p> <p>★この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。</p> <p>★この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。</p> <p>★この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。 (調査票右)</p> <p>★記入に当たっては、裏面の<u>記入注意</u>を必ず参照してください。</p>	<p>○調査票の共通する注意事項を統一化。</p>																																										
<p>○ 丁票(別表第6～9) (調査票表面・裏面)</p> <p>○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。</p> <p>○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。</p> <p>○記入にあたっては<u>記入要領</u>を参照してください。</p>	<p>○ 丁票(別表第6～9) (調査票表面・裏面)</p> <p>★この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。</p> <p>★この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。</p> <p>★記入にあたっては<u>記入要領</u>を参照してください。</p>	<p>○調査票の共通する注意事項を統一化。</p>																																										

変更案

変更前

変更理由

○ 甲票(別表第1)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A	0	3	0	0	0	1	2	0	0	1

○ 甲票(別表第2)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A	0	3	0	0	0	1	2	0		

○ 乙票(別表第3・4)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A	0	3	0	0	0	2	2	0		

○ 丙票(別表第5)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A	0	3	0	0	0	3	2	0		

○ 丁1票(別表第6)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A	0	3	0	0	0	4	2	0		

○ 丁2票(別表第7)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A03		0005				2	0			

○ 丁3票(別表第8)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A03		0006				2	0			

○ 丁4票(別表第9)

統計調査番号		調査票番号					年月分			
							年	月		
A03		0007				2	0			

(記載無し)

○統計調査番号、調査票番号、該当月を記載する欄の西暦上2桁を全ての調査票へ追加。



変更案

変更前

変更理由

○ 甲票(別表第1の2)

(別表第1の2)

商業動態統計調査



秘

基幹統計 商業動態調査票

甲

(大規模卸売店用)  
2020年3月分

提出先	経済産業大臣
提出日	年 月 日
部 数	部

(注) 1. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。2. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。3. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。4. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。5. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。6. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。7. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。8. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。9. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。10. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。11. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。12. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。13. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。14. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。15. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。16. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。17. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。18. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。19. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。20. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。21. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。22. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。23. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。24. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。25. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。26. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。27. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。28. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。29. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。30. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。31. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。32. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。33. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。34. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。35. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。36. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。37. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。38. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。39. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。40. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。41. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。42. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。43. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。44. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。45. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。46. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。47. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。48. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。49. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。50. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。51. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。52. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。53. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。54. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。55. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。56. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。57. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。58. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。59. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。60. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。61. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。62. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。63. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。64. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。65. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。66. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。67. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。68. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。69. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。70. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。71. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。72. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。73. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。74. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。75. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。76. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。77. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。78. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。79. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。80. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。81. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。82. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。83. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。84. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。85. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。86. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。87. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。88. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。89. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。90. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。91. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。92. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。93. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。94. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。95. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。96. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。97. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。98. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。99. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。100. 本調査票は、2020年3月分調査票として提出する。

名	企業名	所	本社又は 本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - )
所	事業所名	地	事業所 所在地	(〒 - - ) (電話 - - )

1-1 商品販売額及び商品手持額 (※記号は付けない(注)。(単位:百万円、消費税を含む。))

商 品 名	番 号	3月分商品卸売販売額		2月分商品卸売販売額*		3月末商品手持額	
		A	B	C	D	E	F
雑 雑 品	0101						
衣服・身の回り品	0102						
農畜産物・水産物	0103						
食料・飲料	0104						
医薬品・化粧品	0105						
化学製品	0106						
石油・石灰	0107						
鉱 物	0108						
鉄 鋼	0109						
非鉄金属	0110						
一般機械器具	0111						
自動車	0112						
その他の輸送用機械器具	0113						
家庭用電気機械器具	0114						
その他の機械器具	0115						
塗 装 材 料	0116						
紙・紙製品	0117						
その他の商品	0118						
合 計	0119						

1-2 販売先別商品販売額 (上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。)

販 売 先	番 号	3月分商品卸売販売額		2月分商品卸売販売額*	
		A	B	C	D
商 品 輸 出 額	0121				
輸入品の国内卸売販売額	0122				
国内仕入品の国内卸売販売額	0123				
2月未従業者数	0201				

報告者の氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(電話 - - )

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 1	年 月	
		2 0 2 0 0 3	
		法人番号	

経済産業省(サービス動態統計室)

(無し)

○調査の見直しを行うため、開始月である2020年3月分調査限定で使用する調査票を追加。

変更案

変更前

変更理由

乙(別表第3)

乙(別表第3)

(別表第3)



基幹統計

商業動態調査票

商業動態統計調査

(一般事業所用)

提出先 経済産業大臣  
提出日 翌月 15日  
部数 1部

乙

年 月 分

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

○この調査票は、平成十九年三月三十一日現在、調査対象となる事業所を調査するものである。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。

事業者名	本社又は本店所在地	(〒 - ) (電話 - - )
事業所名	事業所所在地	(〒 - ) (電話 - - )

項目	番号	月間商品販売額							
		千円	百円	十円	円	千円	百円	十円	円
1-1. 当月の商品販売額	0101								
1-2. 前月の商品販売額	0121								
2. 月末従業員数	0201								人

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - - )

報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所・企業番号
A 0 3 0 0 0 2	2 0	年 月	

経済産業省(サービス動態統計室)



基幹統計

商業動態調査票

商業動態統計調査(統計調査番号)

(一般事業所用)

提出先 経済産業大臣  
提出日 翌月 10日  
部数 2部

乙

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

平成 年 月 分

○この調査票は、平成十九年三月三十一日現在、調査対象となる事業所を調査するものである。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。調査票の提出は、調査対象となる事業所に限る。

1. 事業所名及び事業所所在地	電話	市外局番 ( )	局 番
2-1. 商品販売額	番号	月間商品販売額	
調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「※」記号は付けないでください。(単位: 万円、消費税額を含む。)	0101	千円	百円
2-2. 前月の月間商品販売額	0121	千円	百円
3. 月末従業員数	0201		人
備考	平成 年 月 日		
この調査票の内容について照会されたとき答えることのできる人の職名及び氏名		報告者の氏名	

経済産業省(サービス動態統計室)

【共通項目以外】  
○調査事務効率化の観点から、他の調査票と合わせA4化。  
○調査事項の内容を明確化。



変更案

○ 丁1票(別表第6)

(別表第6)



秘 基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(コンビニエンスストア用)

( 年 月分)

Table with fields for reporting period: 提出先 (Economic Affairs Agency), 提出月 (平成 15 年 1 月), 提出部 (Department 1)



Enterprise information form: 企業名, 所在地 (〒 - - ) (電話 - - )

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円, 消費税額を含む。)

Table for monthly sales by category: 商品分類 (Food, Non-food, Services), 番号 (0101-0106), 当月販売額 (千, 百, 十, 億, 千, 万, 百, 万)

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円, 消費税額を含む。)

Large table for prefecture-level sales, split into two columns for 都道府県 (Prefecture) and 番号 (Code), listing 47 prefectures with their respective codes and sales columns.

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

Vertical text on the right side of the 'Change Case' section, providing instructions and contact information.

変更前

○ 丁1票(別表第6)

(別表第6)



秘 基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(コンビニエンスストア用)

(平成 年 月分)

Table with fields for reporting period: 提出先 (Economic Affairs Agency), 提出月 (平成 15 年 1 月), 提出部 (Department 1)



Enterprise information form: 企業名, 所在地 (〒 - - ) (電話 - - )

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円, 消費税額を含む。)

Table for monthly sales by category: 商品分類 (Food, Non-food, Services), 番号 (0101-0106), 当月販売額 (千, 百, 十, 億, 千, 万, 百, 万)

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位: 百万円, 消費税額を含む。)

Large table for prefecture-level sales, split into two columns for 都道府県 (Prefecture) and 番号 (Code), listing 47 prefectures with their respective codes and sales columns.

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

Vertical text on the right side of the 'Change Before' section, providing instructions and contact information.

変更理由

【共通項目以外】

○調査事項の内容を明確化。

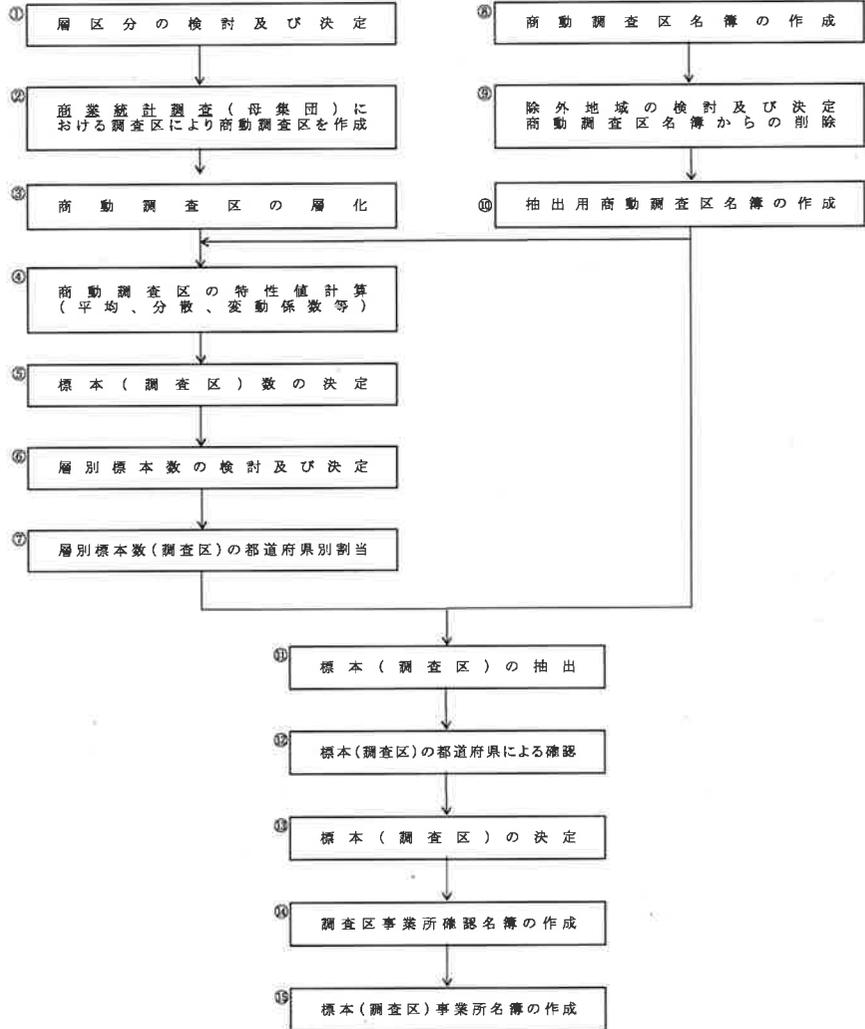


変更案	変更前	変更理由
(削除)	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">経済産業大臣が指定する条件</p> <p>1 丙調査          ・日本標準産業分類に掲げる「小分類561－百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、かつ、次に掲げる売場面積の事業所(「百貨店」という。)          ① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上          ② 前記①以外の地域については1,500㎡以上          ・売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所(「スーパー」という。)</p> <p>2 丁1調査          コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業。</p> <p>3 丁2調査          売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。</p> <p>4 丁3調査          ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。</p> <p>5 丁4調査          ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。</p>	<p>○明示的に本文に追加したため別紙を削除。</p>

変更案	変更前	変更理由
<p style="text-align: center;">商業動態統計調査に関する標本設計等 別紙</p> <p>標本抽出(作業フロー図)</p> <p>(1)指定事業所調査分(2020年3月分調査からこの行を削除)</p> <p>① 経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査)) (母集団を業種別・従業員規模別に実態把握)</p> <p>② 販売額を業種別従業員規模別に特性値計算(平均、分散、変動係数等)</p> <p>③ 悉皆調査分の検討及び決定</p> <p>④ 特異値の検出(スミルノフ検定)</p> <p>⑤ 業種別目標精度の設定</p> <p>⑥ 業種別標本数の検討及び決定</p> <p>⑦ 従業員規模別標本数の検討及び決定(ネイマンの配分法による)</p> <p>⑧ 業種別・従業員規模別抽出率の計算</p> <p>⑨ 母集団名簿の作成</p> <p>⑩ 除外地域・除外項目の検討及び決定(母集団名簿より削除)</p> <p>⑪ 悉皆調査分を母集団名簿より削除</p> <p>⑫ 抽出用業種別従業員規模別母集団名簿の作成</p> <p>⑬ 標本の抽出</p> <p>⑭ 標本名簿の作成(2020年3月分調査から適用(それまでは(標本(指定事業所)名簿の作成)))</p>	<p style="text-align: center;">商業動態統計調査に関する標本設計等 別紙</p> <p>標本抽出(作業フロー図)</p> <p>(1)指定事業所調査分</p> <p>① 経済センサス-活動調査(母集団を業種別・従業員規模別に実態把握)</p> <p>② 販売額を業種別従業員規模別に特性値計算(平均、分散、変動係数等)</p> <p>③ 悉皆調査分の検討及び決定</p> <p>④ 特異値の検出(スミルノフ検定)</p> <p>⑤ 業種別目標精度の設定</p> <p>⑥ 業種別標本数の検討及び決定</p> <p>⑦ 従業員規模別標本数の検討及び決定(ネイマンの配分法による)</p> <p>⑧ 業種別・従業員規模別抽出率の計算</p> <p>⑨ 母集団名簿の作成</p> <p>⑩ 除外地域・除外項目の検討及び決定(母集団名簿より削除)</p> <p>⑪ 悉皆調査分を母集団名簿より削除</p> <p>⑫ 抽出用業種別従業員規模別母集団名簿の作成</p> <p>⑬ 標本の抽出</p> <p>⑭ 標本(指定事業所)名簿の作成</p>	<p>変更理由</p> <p>&lt;承認後適用&gt; ○母集団の変更に伴う修正。</p> <p>&lt;2020年3月分調査適用&gt; ○母集団の変更に伴う修正。 ○指定調査区調査を廃止したため削除。</p>

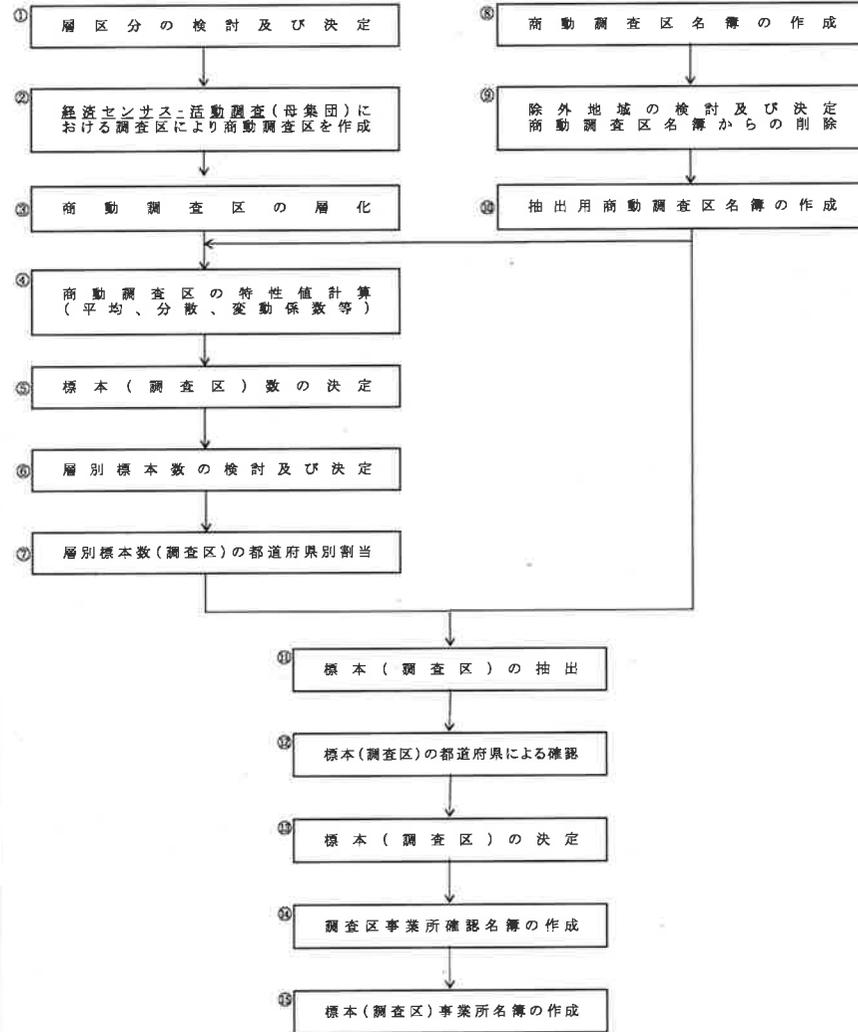
変更案

(2)指定調査区調査分(2020年3月分調査から本項目を削除)



変更前

(2)指定調査区調査分



変更理由

変更案						変更前						変更理由
別表第10(調査票使用区分)※提出部数、提出期日欄及び提出先欄については、2020年3月分調査から削除						別表第10 (調査票使用区分)						<p>&lt;承認後適用&gt; ○母集団の変更に伴う修正。</p> <p>&lt;2020年3月分調査適用&gt; ○調査組織が統一されたことにより、調査票の「提出部数」、「提出期日」、「提出先」の調査計画本文へ明記したため、別表からは削除。</p> <p>○和暦から西暦表示へ変更。</p> <p>○調査開始月が7月から1月へ変更。なお、調査の見直しは2020年3月分調査から行うため、前月分の実績を把握するための2020年3月分調査限りの調査票を追加。</p>
調査票名	調査票の区分	※提出部数	※提出期日	※提出先	備考	調査票名	調査票の区分	提出部数	提出期日	提出先	備考	
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第1)	調査票の名称の下に(△△△△年1月分)(2020年3月分調査から適用(それまでは(平成○年7月分))の記載があり、使用する年月を特定したものを。)	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)	商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第1)	調査票の名称の下に(平成○年7月分)の記載あり、使用する年月を特定したものを。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス-活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)	
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第1の2)	調査票の名称の下に(2020年3月分)の記載があり、使用する年月を特定したものを。				調査の見直しを行うため、開始月である2020年3月分調査限定で使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)							
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第2)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)(2020年3月分調査から適用(それまでは(平成 年 月分)))の記載があり、使用する年月を特定しないものを。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。	商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第2)	調査票の名称の下に(平成 年 月分)の記載あり、使用する年月を特定しないものを。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス-活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。	
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第3)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定したものを(2020年3月分調査から適用(それまではこの調査票は貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。))と記載のあるもの。))。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の見直しを行うための開始月である2020年3月分調査又は経済センサス-活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)	商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第3)	調査票の名称の下に(この調査票は貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。))と記載のあるもの。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月のみ使用する(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)	
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第4)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定しないものを(2020年3月分調査から適用(それまでは調査票の名称の下に( )の記載がないものを。))。	2部	翌月10日	都道府県知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。	商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第4)	調査票の名称の下に( )の記載がないものを。	2部	翌月10日	都道府県知事	調査の開始月の翌月から使用する。	
商業動態調査票丙 (百貨店・スーパー用) (別表第5)		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丙 (百貨店・スーパー用) (別表第5)		1部	翌月15日	経済産業大臣		
商業動態調査票丁1 (コンビニエンスストア用) (別表第6)		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丁1 (コンビニエンスストア用) (別表第6)		1部	翌月15日	経済産業大臣		
商業動態調査票丁2 (家電大型専門店用) (別表第7)		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丁2 (家電大型専門店用) (別表第7)		1部	翌月15日	経済産業大臣		
商業動態調査票丁3 (ドラッグストア7用) (別表第8)		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丁3 (ドラッグストア7用) (別表第8)		1部	翌月15日	経済産業大臣		
商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) (別表第9)		1部	翌月15日	経済産業大臣		商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) (別表第9)		1部	翌月15日	経済産業大臣		

変更案

別表第11 (属性的範囲)

(1)卸売業

Table with columns for Japanese Standard Industry Classification (中分類, 小分類), Employee Count (従業員数), and Survey Type (調査種別). Rows include various categories like 50 各種商品卸売業, 51 繊維・衣服等卸売業, etc.

(2)小売業

Table with columns for Japanese Standard Industry Classification (中分類, 小分類), Employee Count (従業員数), and Survey Type (調査種別). Rows include categories like 56 各種商品小売業, 57 繊維・衣服・身の回り品小売業, etc.

注1: 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。注2: 売場面積の50パーセント以上について文房具を販売している事業所であつて、かつ、次に掲げる売場面積の事業所(百貨店)と、(1)東京駅前地区及び総合指定地区については2,000㎡以上、(2)以外の地区については1,500㎡以上、注3: 売場面積の50%以上について文房具を販売している事業所であつて、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所(スーパー)と、

変更前

別表第11 (属性的範囲)

(1)卸売業

Table with columns for Japanese Standard Industry Classification (中分類, 小分類), Employee Count (従業員数), and Survey Type (調査種別). Rows include various categories like 50 各種商品卸売業, 51 繊維・衣服等卸売業, etc.

(2)小売業

Table with columns for Japanese Standard Industry Classification (中分類, 小分類), Employee Count (従業員数), and Survey Type (調査種別). Rows include categories like 56 各種商品小売業, 57 繊維・衣服・身の回り品小売業, etc.

(注)管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

変更理由

○乙調査の属性的範囲において従業員規模の変更に伴う修正。  
○丙調査の属性的範囲において、別紙で定めていた条件を追記。

## 調査計画（変更後）

### 1 調査の名称

商業動態統計調査

### 2 調査の目的

商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

全国

#### (2) 属性的範囲

商業動態統計調査は、甲調査、乙調査、丙調査、丁1調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査とする。各調査の属性的範囲は、以下のとおり（詳細は「別表第11」を参照）。

#### <卸売業>

##### ① 甲調査

- ・ 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。
- ・ 日本標準産業分類に掲げる「中分類51－繊維・衣服等卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。

##### ② 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類50－各種商品卸売業」から「中分類55－その他の卸売業（「細分類5598－代理商、仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）のうち従業者10人以上のもの。

#### <小売業>

##### ③ 乙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類56－各種商品小売業」から「中分類61－無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）のうち従業者5人以上のもの。

##### ④ 丙調査

日本標準産業分類に掲げる「中分類56-各種商品小売業」から「中分類60-その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤から⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。

- ・ 日本標準産業分類に掲げる「小分類561-百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、次に掲げる売場面積のもの（以下「百貨店」という。）。
  - i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上
  - ii) 前記i)以外の地域については1,500㎡以上
- ・ 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの（以下「スーパー」という。）。

⑤ 丁1調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5891-コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。以下「コンビニエンスストア」という。）を500店舗以上有する企業。

⑥ 丁2調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）であって、売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。

⑦ 丁3調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6031-ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。

⑧ 丁4調査

日本標準産業分類に掲げる「細分類6091-ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。

4 報告を求める者

(1) 数

約20,000事業所又は企業（母集団数：約141万事業所）（承認後から適用）

約22,000事業所又は企業（母集団数：約136万事業所）（2020年3月分調査から適用）

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

経済センサス - 活動調査を母集団情報とし、業種別、従業者規模別に無作為抽出により選定（2020年3月分調査から適用。（それまでは商業統計調査を母集団情報として使用））し、報告を求める者を経済産業大臣が個別に指定する（指定事業所（企業）調査）（詳細は別紙「商業動態統計調査に関する標本設計等」及び「別表第11」を参照）。

### (3) 報告義務者

3の(2)①～④の調査においては、事業所の管理責任者（一括調査企業にあつては、企業を代表する者）

3の(2)⑤～⑧の調査においては、企業を代表する者

#### 1) 調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、1部を別表第10（調査票使用区分）に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

#### 2) オンラインによる提出

報告義務者は、オンラインを使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

#### 3) 電磁的記録による提出

報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、別表第10（調査票使用区分）に従って調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

## 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

### (1) 報告を求める事項（詳細は別表第1から9を参照）

1) 甲調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 商品手持額
- ⑥ 法人番号

2) 乙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 従業者数
- ④ 商品販売額
- ⑤ 法人番号

3) 丙調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 売場面積
- ④ 従業者数
- ⑤ 営業日数
- ⑥ 商品販売額
- ⑦ 商品券販売額
- ⑧ 商品手持額
- ⑨ 法人番号

4) 丁1調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ サービス売上高
- ⑤ 店舗数
- ⑥ 法人番号

5) 丁2調査、丁3調査及び丁4調査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 企業名
- ② 所在地
- ③ 商品販売額
- ④ 店舗数
- ⑤ 商品手持額
- ⑥ 法人番号

(2) 基準となる期日又は期間

商業動態統計調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、商品販売額、営業日数、商品券販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間、甲調査、丙調査、丁2調査、丁3調査及び丁4調査の調査事項のうち商品手持額については、毎四半期末日現在によって行う。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 (  調査員調査  郵送調査  オンライン調査  その他 ( ) )

経済産業省は、民間事業者を通して郵送により報告義務者に調査票の記入を依頼し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する。

なお、業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

月（2020年3月分調査以降（一部の項目については承認後適用））

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査月の翌月の15日

## 8 集計事項

次の事項について集計する。なお、詳細については、別紙「集計事項」のとおり。

- ①商業販売に関する事項
- ②大規模卸売店販売に関する事項
- ③百貨店・スーパー販売に関する事項
- ④コンビニエンスストア販売に関する事項
- ⑤家電大型専門店販売に関する事項
- ⑥ドラッグストア販売に関する事項
- ⑦ホームセンター販売に関する事項

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表の方法

経済産業大臣は集計の結果をインターネット（経済産業省ホームページ及び総務省e-stat）により公表する。

### (2) 公表の期日

商業動態統計速報は、調査月の翌月下旬。

商業動態統計月報は、調査月の翌々月中旬。

## 10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類を使用する。なお、業種別の一部集計結果の表章については、中分類、小分類及び細分類の分類項目を集約して利用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
電磁的記録	永年	経済産業大臣

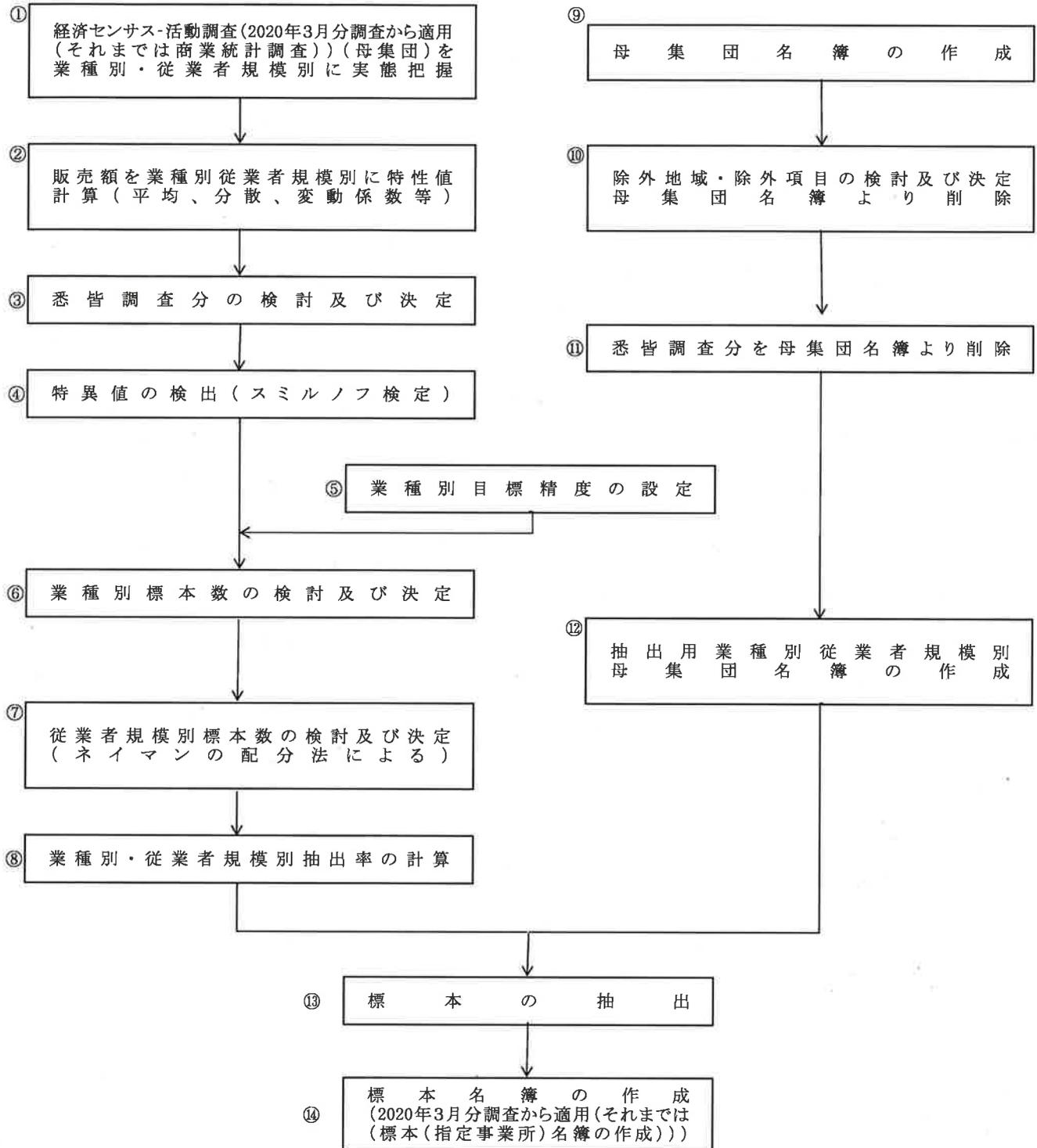
12 立入検査等の対象とすることができる事項

5の(1)の報告を求める事項。

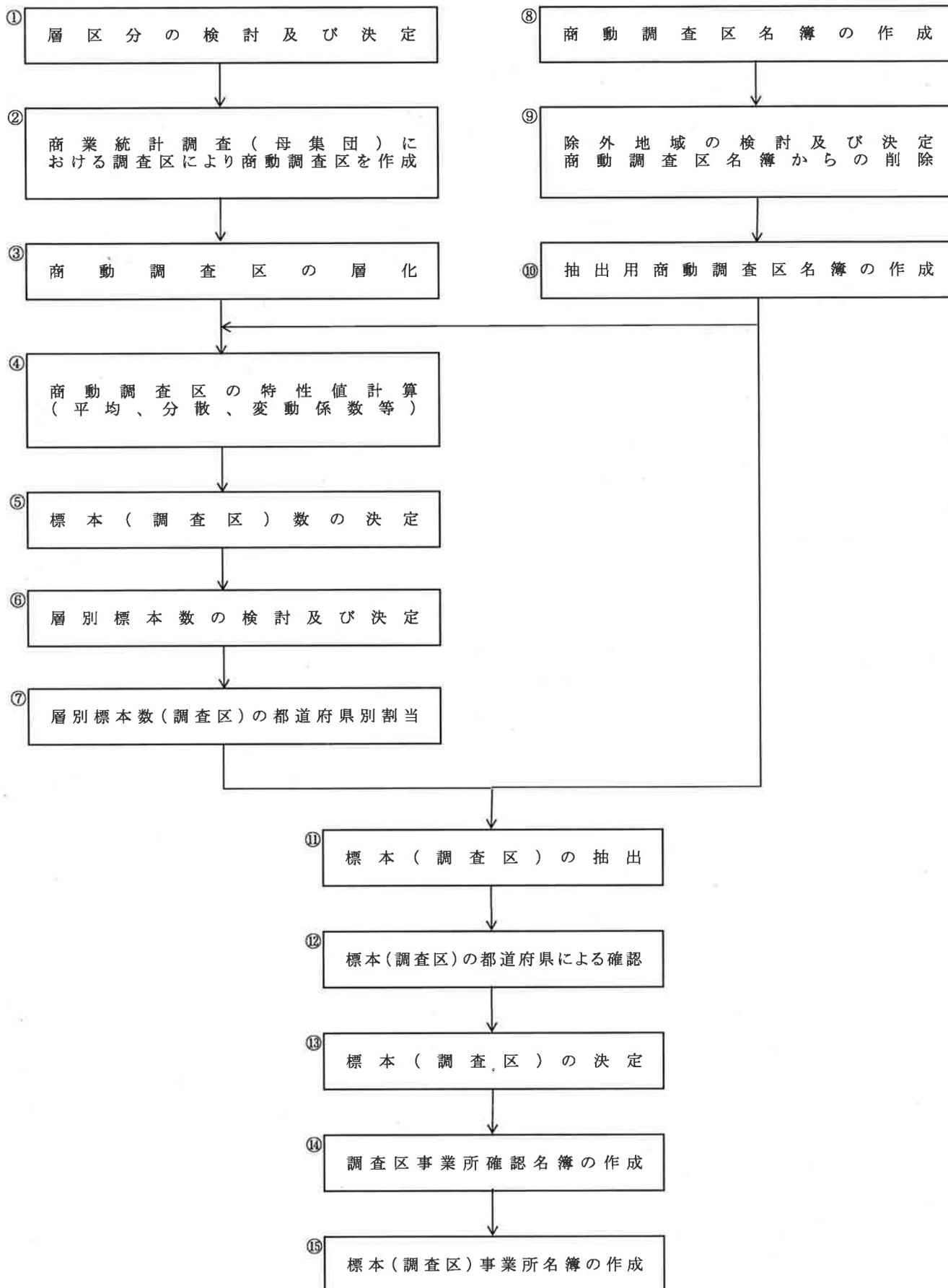
商業動態統計調査に関する標本設計等

標本抽出(作業フロー図)

(1) 指定事業所調査分(2020年3月分調査からこの行を削除)



(2) 指定調査区調査分(2020年3月分調査から本項目を削除)



## 集計事項

公表の方法	集計事項
商業動態統計速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・業種別商業販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率]</li> <li>・大規模卸売店商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・百貨店・スーパー商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・百貨店・スーパー商品別販売額指数[原指数、季節調整済指数及び前期(月)比増減率]</li> <li>・百貨店・スーパー経済産業局別、商品別販売額</li> <li>・百貨店・スーパー経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額</li> <li>・百貨店・スーパー東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・百貨店・スーパー都道府県別販売額及び前年同月比増減率</li> <li>・コンビニエンスストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・コンビニエンスストア販売額指数[商品別販売額原指数、商品別季節調整済指数及び前期(月)比増減率、経済産業局別季節調整済指数及び前期(月)比増減率]</li> <li>・コンビニエンスストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・コンビニエンスストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率</li> <li>・家電大型専門店商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・家電大型専門店経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・家電大型専門店都道府県別販売額等及び前年同月比増減率</li> <li>・ドラッグストア商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・ドラッグストア経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・ドラッグストア都道府県別販売額等及び前年同月比増減率</li> <li>・ホームセンター商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・ホームセンター経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・ホームセンター都道府県別販売額等及び前年同月比増減率</li> <li>・卸売業、小売業別期末商品手持額及び前年同期末比増減率</li> </ul>
商業動態統計月報 (確報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1部 商業販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別商業販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・業種別商業販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率]</li> </ul> </li> <li>第2部 大規模卸売店販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率</li> </ul> </li> <li>第3部 百貨店・スーパー販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別販売額指数[原指数及び前年(同期、同月)比増減率、季節調整済指数及び前期(月)比増減率]</li> <li>・経済産業局別販売額</li> <li>・経済産業局別販売額前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・経済産業局別、商品別販売額等</li> <li>・都道府県別販売額前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・都道府県別、商品別販売額等</li> <li>・東京特別区・政令指定都市別販売額</li> <li>・東京特別区・政令指定都市別販売額前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・東京特別区・政令指定都市別、商品別販売額等</li> <li>・商品別期末商品手持額及び前年同期末比増減率</li> <li>・商品別在庫率及び前年同期末比増減率</li> <li>・経済産業局別、東京特別区・政令指定都市別、商品別期末商品手持額</li> <li>・都道府県別、商品別期末商品手持額</li> </ul> </li> <li>第4部 コンビニエンスストア販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別販売額原指数</li> <li>・経済産業局別販売額原指数</li> <li>・商品別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率</li> <li>・経済産業局別販売額季節調整済指数及び前期(月)比増減率</li> <li>・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> </ul> </li> <li>第5部 家電大型専門店販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率</li> </ul> </li> <li>第6部 ドラッグストア販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率</li> </ul> </li> <li>第7部 ホームセンター販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率</li> <li>・商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率</li> </ul> </li> </ul>



基幹統計

商業動態調査票

(大規模卸売店用) 年 1 月分

提出先 経済産業大臣
提出日 翌月 15日
部数 1部

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもつていたりときは、その支店などの分は含めなくてください。

この調査票は、1月分調査としての報告のみに使用します。
記入に当たつては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。
★前月分(12月分)から継続して調査対象の事業所は、12月分商品卸売販売額(1・1欄、1・2欄)、12月末商品手持額(1・1欄)に記入の必要はありません。

Table with columns for Name, Company Name, Business Name, Location, and Telephone numbers.

1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けしないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

Main table for 1-1 with columns for Product Name, Number, and Sales/Inventory amounts for 1 month, 12 months, and end of 12 months.

1-2. 販売先別商品販売額 上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。

Table for 1-2 with columns for Sales Source, Number, and Sales amounts for 1 month and 12 months.

Table for 2. 月末従業者数 (Number of employees at the end of the month) with columns for Number and Unit.

Table for reporting information including Survey Number, Report Number, Year/Month, and Business/Company Number.

Table for reporting information including Legal Entity Number.



基幹統計

商業動態調査票

(大規模卸売店用)
2020年3月分

提出先: 経済産業大臣
提出日: 翌月15日
部数: 1部

この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもつてゐるときは、その支店などの分は含めなくてください。

この調査票は、2020年3月分調査としての報告のみを使用します。
記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。
★前月分（2月分）から継続して調査対象の事業所は、2月分商品卸売販売額（1・1欄、1・2欄）に記入の必要はありません。

Table with columns for Name, Company Name, Business Name, Location, and Telephone numbers.

1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

Main table for commodity sales and inventory with columns for product names, codes, and sales/inventory amounts for March and February.

1-2. 販売先別商品販売額 上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。

Table for sales by destination with columns for destination, code, and sales amounts for March and February.

2. 月末従業者数

Table for end-of-month employee count with columns for code and number of employees.

Form for reporting name and address, including a field for the reporter's name and telephone number.

Form for survey and ticket numbers, including fields for survey number, ticket number, and year/month.

Field for the legal entity number (法人番号).



基幹統計

商業動態調査票

(大規模卸売店用) 年 月 分

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部 数	1 部

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもつてゐるときは、その支店などの分は含めなくてください。

名 称	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 - - ) (電話 - - )
	事業所名		事業所在地	(〒 - - ) (電話 - - )

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

1-1. 商品販売額及び商品手持額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商 品 名	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額						期 末 商 品 手 持 額							
		A						B							
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
織 維 品	0101														
衣 服 ・ 身 の 回 り 品	0102														
農 畜 産 物 ・ 水 産 物	0103														
食 料 ・ 飲 料	0104														
医 薬 品 ・ 化 粧 品	0105														
化 学 製 品	0106														
石 油 ・ 石 炭	0107														
鉱 物	0108														
鉄 鋼	0109														
非 鉄 金 属	0110														
一 般 機 械 器 具	0111														
自 動 車	0112														
その他の輸送用機械器具	0113														
家庭用電気機械器具	0114														
その他の機械器具	0115														
建 築 材 料	0116														
紙 ・ 紙 製 品	0117														
そ の 他 の 商 品	0118														
合 計	0119														

1-2. 販売先別商品販売額 上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。

販 売 先	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額						
		A						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
商 品 輸 出 額	0121							
輸 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額	0122							
国 内 仕 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額	0123							

2. 月末従業者数

番号	A	人
0201		

統計調査番号	調査票番号	年月分	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 1	2 0	

法人番号	
------	--

(別表第3)



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)

乙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

年 月分

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。  
 ○この調査は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

名称	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 - ) (電話 - - )
	事業所名		事業所所在地	(〒 - ) (電話 - - )

	番号	月間商品販売額							
		A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
1-1. 当月の商品販売額 調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けしないでください。(単位:万円。消費税額含む。)	0101								
1-2. 前月の商品販売額 この欄は前月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けしないでください。(単位:万円。消費税額含む。)	0121								
2. 月末従業者数	0201	人							

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - - )

報告者の氏名 ( 年 月 日 )

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0		

法人番号	
------	--

経済産業省(サービス動態統計室)

(別表第4)



政府統計

秘

基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(一般事業所用)

乙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

年 月分

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなさい。

名	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 - ) (電話 - - )
	事業所名		事業所在地	(〒 - ) (電話 - - )

	番号	月間商品販売額							
		A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
1. 当月の商品販売額	0101								
調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額含む。)									
2. 月末従業者数	0201								人

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - - )

報告者の氏名 (年 月 日)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 2	2 0		

法人番号	
------	--

経済産業省(サービス動態統計室)

○この調査票は、調査開始の翌月以降に使用します。  
 ○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

(別表第5)

商業動態統計調査

商業動態調査票

(百貨店・スーパー用)

年 月 分

基幹統計



政府統計

丙

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

○記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

企業名	所在地	本社所在地	は又地	(〒 - - ) (電話 - - - )										
事業所名	事業所所在地			(〒 - - ) (電話 - - - )										
1-1. 商品販売額														
「¥」記号は付けないでください。(単位:万円。消費税額を含む。)														
商品名	番号	月間小売販売額			期末商品手持額									
		百億	十億	億		千	万	十	万	円				
紳士服・洋品	0101				0141									
婦人・子供服・洋品	0102				0142									
その他の衣料品	0103				0143									
身の回り品	0104				0144									
飲食料品	0105				0145									
家具	0106				0146									
家庭用電気機械器具	0107				0147									
家庭用品	0108				0148									
その他の商品	0109				0149									
食堂・喫茶	0110				0150									
合計	0111													
1-2. 商品券販売額														
商品券	0121													
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名														
統計調査番号		調査番号			事業所・企業番号		報告者の氏名			年 月 日				
A 0 3	0 0 0 3	2 0												
法人番号														

- この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
- この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
- この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めなくてください。



政府統計



基幹統計

商業動態統計調査

商業動態調査票

(コンビニエンスストア用)

( 年 月分)

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名	所在地 (〒 — ) (電話 — )
-----	--------------------

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
全 国 商 品 販 売 額	ファーストフード及び日配食品	0101					
	加工食品	0102					
	非食品	0103					
	計	0104					
	サービス売上高	0105					
計	0106						

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都 道 府 県 別 ・ 商 品 販 売 額 ・ サ ー ビ ス 売 上 高	北海道	0201						都 道 府 県 別 ・ 商 品 販 売 額 ・ サ ー ビ ス 売 上 高	滋賀県	0225					
	青森県	0202							京都府	0226					
	岩手県	0203							大阪府	0227					
	宮城県	0204							兵庫県	0228					
	秋田県	0205							奈良県	0229					
	山形県	0206							和歌山	0230					
	福島県	0207							鳥取県	0231					
	茨城県	0208							島根県	0232					
	栃木県	0209							岡山県	0233					
	群馬県	0210							広島県	0234					
	埼玉県	0211							山口県	0235					
	千葉県	0212							徳島県	0236					
	東京都	0213							香川県	0237					
	神奈川	0214							愛媛県	0238					
	新潟県	0215							高知県	0239					
	富山県	0216							福岡県	0240					
	石川県	0217							佐賀県	0241					
	福井県	0218							長崎県	0242					
	山梨県	0219							熊本県	0243					
	長野県	0220							大分県	0244					
岐阜県	0221						宮崎県	0245							
静岡県	0222						鹿児島	0246							
愛知県	0223						沖縄県	0247							
三重県	0224														

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。

○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

○記入にあたっては記入要領を参照してください。

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名

(電話 \_\_\_\_\_ )

報告者（企業の代表者）の氏名 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )

統計調査番号	調査票番号	年月分				事業所・企業番号
		年	月			
A 0 3 0 0 0 4	2 0					
法人番号						

(別表第7)



政府統計

商業動態統計調査

秘 基幹統計 商業動態調査票

(家電大型専門店用)

( 年 月分)

T2

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

企業名		所在地	(〒 — ) (電話 — )
-----	--	-----	----------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

全国・商品販売額	商品分類			番号	当月販売額					
					A					
					千億	百億	十億	億	千万	百万
A	V	家	電	0101						
	情	報	電	0102						
	通	信	電	0103						
	力	メ	類	0104						
	生	活	電	0105						
	そ	の	他	0106						
			計	0107						

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するためには使用されるもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都道府県別・商品販売額	北海道	0201						滋賀県	0225						
	青森県	0202						京都府	0226						
	岩手県	0203						大阪府	0227						
	宮城県	0204						兵庫県	0228						
	秋田県	0205						奈良県	0229						
	山形県	0206						和歌山	0230						
	福島県	0207						鳥取県	0231						
	茨城県	0208						島根県	0232						
	栃木県	0209						岡山県	0233						
	群馬県	0210						広島県	0234						
	埼玉県	0211						山口県	0235						
	千葉県	0212						徳島県	0236						
	東京都	0213						香川県	0237						
	神奈川	0214						愛媛県	0238						
	新潟県	0215						高知県	0239						
	富山県	0216						福岡県	0240						
	石川県	0217						佐賀県	0241						
	福井県	0218						長崎県	0242						
	山梨県	0219						熊本県	0243						
	長野県	0220						大分県	0244						
	岐阜県	0221						宮崎県	0245						
	静岡県	0222						鹿児島	0246						
愛知県	0223						沖縄県	0247							
三重県	0224														

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

4. 期末商品手持額 (この欄は3月、6月、9月、12月分を報告するときに記入してください。) (単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	期末商品手持額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
A V 家 電	0401						
情 報 家 電	0402						
通 信 家 電	0403						
力 メ ラ 類	0404						
生 活 家 電	0405						
そ の 他	0406						
計	0407						

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名	備 考
(電話 — — )	
報告者(企業の代表者)の氏名 ( 年 月 日 )	

統計調査番号	調査票番号	年 月 分		事業所・企業番号					
		年	月						
A03	0005	2	0						
法人番号									



秘 基幹統計 商業動態調査票 (ドラッグストア用)

Table with submission details: 提出先 経済産業大, 提出日 翌月15日, 部数 1, 部

( 年 月分)

Table for company name and location: 企業名, 所在地 (〒 ( ) (電話 ( )))

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

Main table for monthly sales by product category. Columns: 商品分類, 番号, 当月販売額 (千億, 百億, 十億, 億, 千万, 百万)

Vertical text on the right side providing survey details and instructions.

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

Main table for monthly sales by prefecture. Columns: 都道府県, 番号, 当月販売額 (千億, 百億, 十億, 億, 千万, 百万)

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

4. 期末商品手持額 (この欄は3月、6月、9月、12月分を報告するときに記入してください。) (単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	期末商品手持額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
調 剤 医 薬 品	0401						
O T C 医 薬 品	0402						
ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー	0403						
健 康 食 品	0404						
ビューティケア(化粧品・小物)	0405						
ト イ レ タ リ ー	0406						
家庭用品・日用消耗品・バット用品	0407						
食 品	0408						
そ の 他	0409						
計	0410						

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名	備 考
(電話 — — )	
報告者(企業の代表者)の氏名 ( 年 月 日 )	

統計調査番号	調査票番号	年 月 分				事業所・企業番号			
A03	0006	年	月						
		2	0						

法人番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



商業動態統計調査  
秘 基幹統計 商業動態調査票  
(ホームセンター用)

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月 15 日
部数	1 部

( 年 月分)

企業名		所在地	(〒 — — ) (電話 — — )
-----	--	-----	--------------------

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
D I Y 用具・素材	0101						
電 気	0102						
イ ン テ リ ア	0103						
家 庭 用 品 ・ 日 用 品	0104						
園 芸 ・ エ ク ス テ リ ア	0105						
パ ッ ト ・ ペ ッ ト 用 品	0106						
カ ー 用 品 ・ ア ウ ト ド ア	0107						
オ フ ィ ス ・ カ ル チ ャ ー	0108						
そ の 他	0109						
計	0110						

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けしないでください。(単位：百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額						
		A								A						
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万	
北海道	0201							滋賀県	0225							
青森県	0202							京都府	0226							
岩手県	0203							大阪府	0227							
宮城県	0204							兵庫県	0228							
秋田県	0205							奈良県	0229							
山形県	0206							和歌山	0230							
福島県	0207							鳥取県	0231							
茨城県	0208							島根県	0232							
栃木県	0209							岡山県	0233							
群馬県	0210							広島県	0234							
埼玉県	0211							山口県	0235							
千葉県	0212							徳島県	0236							
東京都	0213							香川県	0237							
神奈川県	0214							愛媛県	0238							
新潟県	0215							高知県	0239							
富山県	0216							福岡県	0240							
石川県	0217							佐賀県	0241							
福井県	0218							長崎県	0242							
山梨県	0219							熊本県	0243							
長野県	0220							大分県	0244							
岐阜県	0221							宮崎県	0245							
静岡県	0222							鹿児島	0246							
愛知県	0223							沖縄県	0247							
三重県	0224															

○この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するためには使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

3. 月末店舗数

(単位：店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
都道府県別・月末店舗数	北海道	0301					滋賀県	0325					
	青森県	0302					京都府	0326					
	岩手県	0303					大阪府	0327					
	宮城県	0304					兵庫県	0328					
	秋田県	0305					奈良県	0329					
	山形県	0306					和歌山県	0330					
	福島県	0307					鳥取県	0331					
	茨城県	0308					島根県	0332					
	栃木県	0309					岡山県	0333					
	群馬県	0310					広島県	0334					
	埼玉県	0311					山口県	0335					
	千葉県	0312					徳島県	0336					
	東京都	0313					香川県	0337					
	神奈川県	0314					愛媛県	0338					
	新潟県	0315					高知県	0339					
	富山県	0316					福岡県	0340					
	石川県	0317					佐賀県	0341					
	福井県	0318					長崎県	0342					
	山梨県	0319					熊本県	0343					
	長野県	0320					大分県	0344					
岐阜県	0321					宮崎県	0345						
静岡県	0322					鹿児島県	0346						
愛知県	0323					沖縄県	0347						
三重県	0324					全 国	0300						

○この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。  
 ○この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。  
 ○記入にあたっては記入要領を参照してください。

4. 期末商品手持額 (この欄は3月、6月、9月、12月分を報告するときに記入してください。) (単位：百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	期末商品手持額					
		A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万
全国・期末商品手持額	D I Y 用 具 ・ 素 材	0401					
	電 気	0402					
	イ ン テ リ ア	0403					
	家 庭 用 品 ・ 日 用 品	0404					
	園 芸 ・ エ ク ス テ リ ア	0405					
	ペ ッ ト ・ ペ ッ ト 用 品	0406					
	カ ー 用 品 ・ ア ウ ト ド ア	0407					
	オ フ ィ ス ・ カ ル チ ャ ー	0408					
	そ の 他	0409					
	計	0410					

この調査票の内容を照会されたとき答えることのできる人の所属名及び氏名	備 考
(電話 — — )	
報告者 (企業の代表者) の氏名 ( 年 月 日 )	

統計調査番号	調査票番号	年 月 分				事業所・企業番号			
A03	0007	年	月						
		2	0						
法人番号									

別表第 10 (調査票使用区分) ※提出部数欄、提出期日欄及び提出先欄については、2020年3月分調査から削除

調査票名	調査票の区分	※ 提出 部数	※ 提出 期日	※ 提出 先	備 考
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第1)	調査票の名称の下に(△△△△年1月分)(2020年3月分調査から適用(それまでは(平成〇年7月分)))の記載があり、使用する年月を特定したもの。	2部	翌月 10日	都道府県 知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第1の2)	調査票の名称の下に(2020年3月分)の記載があり、使用する年月を特定したもの。				調査の見直しを行うため、開始月である2020年3月分調査限定で使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)
商業動態調査票甲 (大規模卸売店用) (別表第2)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)(2020年3月分調査から適用(それまでは(平成 年 月分)))の記載があり、使用する年月を特定しないもの。	2部	翌月 10日	都道府県 知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第3)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定したもの(2020年3月分調査から適用(それまでは(この調査票は貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。))と記載のあるもの。))。	2部	翌月 10日	都道府県 知事	調査の見直しを行うための開始月である2020年3月分調査又は経済センサス-活動調査の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月に使用する調査票(調査の開始月の前月分を調査する欄がある。)

調査票名	調査票の区分	※ 提出 部数	※ 提出 期日	※ 提出 先	備 考
商業動態調査票乙 (一般事業所用) (別表第4)	調査票の名称の下に(△△△△年△月分)の記載があり、使用する年月を特定しないもの(2020年3月分調査から適用(それまでは調査票の名称の下に( )の記載がないもの。))。	2部	翌月 10日	都道府県 知事	経済センサス-活動調査(2020年3月分調査から適用(それまでは商業統計調査))の結果を基に標本の切替えを行った後、最初の月以外に使用する調査票。
商業動態調査票丙 (百貨店・スーパー用) (別表第5)		1部	翌月 15日	経済 産業 大臣	
商業動態調査票丁1 (コンビニエンスストア用) (別表第6)		1部	翌月 15日	経済 産業 大臣	
商業動態調査票丁2 (家電大型専門店用) (別表第7)		1部	翌月 15日	経済 産業 大臣	
商業動態調査票丁3 (ドラッグストア用) (別表第8)		1部	翌月 15日	経済 産業 大臣	
商業動態調査票丁4 (ホームセンター用) (別表第9)		1部	翌月 15日	経済 産業 大臣	

別表第11(属性的範囲)

(1)卸売業

日本標準産業分類		従業者			
中分類※注1	小分類	200人以上	199~100人	99~10人	9人以下
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	甲調査 (指定事業所)	乙調査 (指定事業所)		
51 繊維・衣服等卸売業	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)				
	512 衣服卸売業				
	513 身の回り品卸売業				
52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業				
	522 食料・飲料卸売業				
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業				
	532 化学製品卸売業				
	533 石油・鉱物卸売業				
	534 鉄鋼製品卸売業				
	535 非鉄金属卸売業				
54 機械器具卸売業	536 再生資源卸売業				
	541 産業機械器具卸売業				
	542 自動車卸売業				
	543 電気機械器具卸売業				
55 その他の卸売業	549 その他の機械器具卸売業				
	551 家具・建具・じゅう器等卸売業				
	552 医薬品・化粧品等卸売業				
	553 紙・紙製品卸売業				
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)				

(2)小売業

日本標準産業分類		従業者			
中分類 ※注1	小分類	50人以上		4人 以下	
		売場面積、セルフ方式採用の有無等	49～5人		
	細分類				
	その他の条件				
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー	丙調査 (指定事業所) ※注2、※注3	乙調査 (指定事業所)		
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)				
57 織物・衣服・身の回り品小売業					
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)		
	582 野菜・果実小売業				
	583 食肉小売業				
	584 鮮魚小売業				
	585 酒小売業				
	586 菓子・パン小売業				
	589 その他の飲食料品小売業				
	5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)				
	コンビニエンスストアを50店舗以上有する企業		丁1調査 (指定企業)		
59 機械器具小売業	591 自動車小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)		
	5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)				
	592 自転車小売業				
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)				
	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く) 5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)				
	売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業		丁2調査 (指定企業)		
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)		
	602 じゅう器小売業				
	603 医薬品・化粧品小売業				
	6031 ドラッグストア				
		ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業		丁3調査 (指定企業)	
	604 農耕用品小売業	丙調査 (指定事業所) ※注3	乙調査 (指定事業所)		
	605 燃料小売業				
	606 書籍・文房具小売業				
607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業					
608 写真機・時計・眼鏡小売業					
609 他に分類されない小売業					
	6091 ホームセンター				
	ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業		丁4調査 (指定企業)		
61 無店舗小売業			乙調査 (指定事業所)		

注1: 管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

注2: 売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、かつ、次に掲げる売場面積の事業所(「百貨店」という。)

① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上

② ①以外の地域については1,500㎡以上

注3: 売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所(「スーパー」という。)

## 商業動態統計調査の概要

### 1. 調査の目的・必要性等

#### (1) 目的

商業動態統計調査は、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることをその目的としている。

#### (2) 必要性・背景

商業動態統計調査は、「経済センサス・活動調査」（2020年3月分調査から適用（それまでは商業統計調査））を母集団とする標本調査であり、我が国商業の事業活動についてその動向を明らかにすることを目的に実施している。

現在、各種景気指標の中でも供給サイドから流通活動や個人消費を捉えられる代表的な指標として極めて重要な役割を担っており、調査結果は、毎月、閣議配布される「月例経済報告」や国民経済計算（四半期別GDP速報(QE)）のほか、「消費動向指数」（総務省）、「景気動向指数」（内閣府）、「第3次産業活動指数」（経済産業省）などの基礎統計としても活用されており、景気動向を捉えることの出来る重要な公的統計として、国内外の政府機関、市場関係者などから毎月広く活用され注目されている。

このため、基幹統計調査として継続的に実施することが必要不可欠である。

#### (3) 調査結果の利活用・・・ 別紙のとおり。

### 2. 他調査との重複

本調査と重複する月次の統計調査は、存在しない。

### 3. 行政記録情報の利活用

商業動態統計調査の調査事項と類似の事項について把握している行政記録は確認できない。

### 4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

重複是正・調査履歴の登録は、調査対象名簿は毎年5月頃、調査結果名簿は毎年10月頃、それぞれ提出する予定である。

## 商業動態統計調査の利活用

「商業動態統計調査」の調査結果は、「商業動態統計速報」、「商業動態統計月報」として毎月公表され、特に「小売業」については、我が国の個人消費動向を供給側から把握するための代表的な指標として幅広く利用されている。

### 【行政施策上の利用】（景気観測の資料として）

#### 1. 景気動向指数（内閣府）

景気動向指数（C I、D I）の一致系列の基礎データ（2系列/9系列中）として採用されている。

①商業販売額（小売業前年同月比）

②商業販売額（卸売業前年同月比）

#### 2. 四半期別 GDP 速報（QE）

QE の基礎データとして利用されている。

①商業販売額（小売業）

②商業販売額（卸売業）

③商品別期末商品手持額（大規模卸売店）

④商品別期末商品手持額（百貨店・スーパー）

#### 3. 消費動向指数（総務省）

総消費動向指数（CTI マクロ）の説明変数系列として採用されている。

#### 4. 第3次産業活動指数（経済産業省）

2次加工統計のデータ及び経済分析（個人消費）のための基礎資料

#### 5. 月例経済報告、地域経済動向（内閣府）

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料

### 【金融機関等における利用】（経済動向分析（全国、地域）の資料として）

#### 1. 金融経済月報、地域経済報告（さくらレポート）（日本銀行）

経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料